

## 第7章 引取等実施者が取り組むべき事項

### 1. 第一種特定製品の引取り等を行う際の必要事項

|                |                                                                                                                                                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (第一種特定製品の引取り等) |                                                                                                                                                                                               |
| 第45条の2         | (略)                                                                                                                                                                                           |
| 2              | 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。 |
| 3              | 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。                                                                                               |

|                                              |                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施行規則                                         |                                                                                                                                    |
| (第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付) |                                                                                                                                    |
| 第48条の2                                       | 法第45条の2第1項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。                                                                                          |
| 一                                            | 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が2以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。                                                                         |
| 二                                            | 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。                                                                                                |
| 三                                            | 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。 |
| (第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合)          |                                                                                                                                    |
| 第四十八条の三                                      | 法第四十五条の二の第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。                                                                    |
| 一                                            | 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合                                                                 |
| 二                                            | 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合                                                                            |
| 三                                            | 非常災害等の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、当該都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合。                |
| 2                                            | 前項第二号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。                                                                   |
| 一                                            | 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでのいずれか短い期間保存すること。                                                                            |
| 二                                            | 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。                                                      |
| (第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付)                 |                                                                                                                                    |
| 第48条の4                                       | 第48条の2の規定は、法第45条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付について準用する。この場合において第48条の2中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。           |
| (第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間)                |                                                                                                                                    |
| 第48条の5                                       | 法第45条の2第3項の主務省令で定める期間は、3年又は法第45条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。                                                         |

#### 【概要】

引取等実施者は、引取り等を行った第一種特定製品について処分の再委託や再譲渡を行う場合には、処分の再委託・再譲渡先に、交付を受けた引取証明書の写しを回付しなければならない。また、交付又は回付を受

けた引取証明書の写しについては、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間保存しなければならない。また、これらの回付や保存については、引取り等に際して確認証明書の写しが交付された場合も同様である。

## 【解説】

### (1) 廃棄等実施者から交付された引取証明書の写しの回付

引取等実施者は、引取り等を行った第一種特定製品について処分の再委託や再譲渡を行う場合には、処分の再委託・再譲渡先に、交付を受けた引取証明書の写しを回付しなければならない。引取等実施者から第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引取証明書の写しの回付方法については、廃棄等実施者からの交付方法と同様で、以下の通りである。

- 引取り等を行う第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者が2以上である場合にあっては、引取等実施者ごとに回付すること。
- 第一種特定製品を第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に引き渡す際に回付すること。
- 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に回付すること。

なお、引取証明書の写しに記載された第一種特定製品の引取等実施者が複数となる場合には、更に必要部数の写しを作成し、それぞれに回付することが必要である。その際には、引取証明書の写しに記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

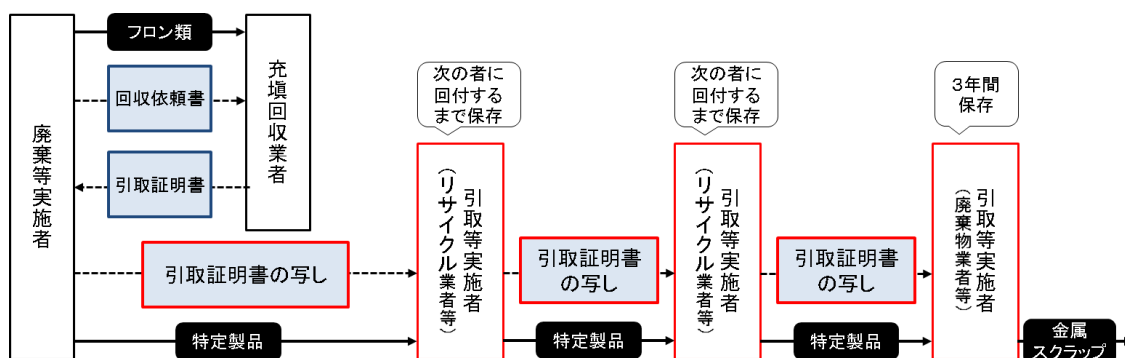
また、確認証明書の写しが廃棄物・リサイクル業者等に交付された場合においても同様に、第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を行う際には、当該第一種特定製品の処分の再委託や再譲渡を受けた者に対して確認証明書の写しを回付する必要がある。

### (2) 引取等実施者による引取証明書の写しの保存

引取等実施者が交付又は回付を受けた引取証明書の写しについては、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間保存することとされている。

したがって、第一種特定製品の処分の再委託又は再譲渡を行い、引取証明書の写しを回付する場合には、回付するまでの間保存すればよい。つまり、更に写しを作成して保存する必要はなく、交付を受けた引取証明書の写しを回付すればよい。

また、確認証明書の写しが廃棄物・リサイクル業者等に交付された場合においても同様に、引取等実施者の確認証明書の写しの保存期間は、その交付若しくは回付を受けた日から3年間又は処分の再委託若しくは再譲渡に係る回付をするまでの間のいずれか短い期間としている。



## 2. フロン類未回収の第一種特定製品の引取り等の禁止

法第45条の2 1～3（略）

4 何人も、第41条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第1項若しくは第2項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

施行規則

（引取り等の際してフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合）

第48条の6 法第45条の2第4項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者（第一種フロン類充填回収業者である者に限る。）が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの手託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

### 【概要】

第一種特定製品の引取り等を行うことができるのは、フロン類が既に回収済み若しくはもともと充填されていなかった、又はフロン類が確実に回収される、のいずれかの場合に限られ、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合以外は第一種特定製品の引取り等が禁止されている。

### 【解説】

廃棄等された第一種特定製品を引取等実施者が適法に引き取る場合は、適法にフロン類が回収される場合や、廃棄等の時点で既にフロン類が漏えいし残存していない場合その他のやむを得ない事情によりフロン類が回収できない場合に限られる。それ以外の場合には、フロン類が残存しているものを破壊等して自らフロン類を不法に放出するか、フロン類が残存していなかったとしてもフロン類が不法放出されたものの引取り等を行うことによりフロン類の不法放出に加担することとなるため、いずれも是認されるものではなく、これらについて禁止するものである。

廃棄等された第一種特定製品の流過程において、フロン類の不法放出のおそれがなく、引取り等を行うことができる場合は、以下のとおりである

- ①法第 45 条の 2 第 1 項の規定に基づき廃棄等実施者から引取証明書の写しの交付を受けた場合又は同条第 2 項の規定により引取証明書の写しの回付を受けた場合
- ②第一種特定製品に充填されているフロン類を引き取る充填回収業者が第一種特定製品の引取り等を行う場合
- ③第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの際の委託を受けた引渡受託者が第一種特定製品の引取り等を行う場合
- ④法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合
- ⑤都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

#### ①引取証明書の写しの交付又は回付を受けた場合

引取等実施者は引取証明書の写しの交付を受けることで、当該引取証明書の写しに係る第一種特定製品を引き取ることができる。また、引取り等が行われた第一種特定製品について、その処分の再委託又は譲渡を受ける場合には当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しの回付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

なお、この場合において、引取証明書の写しに記載されている回収台数の全ての引取り等を行う場合だけでなく、他の引取等実施者が引取証明書の写しに記載されている回収台数の一部の引取り等を行う場合もあることから、引取証明書の写しに記載されている回収台数と実際に引取り等を行う台数が一致していること又は引取証明書の写しに記載されている回収台数が実際に引取り等を行う台数に対して不足しないことを確認することが必要である。

#### ②フロン類を引き取る充填回収業者が第一種特定製品の引取り等を行う場合

第一種フロン類充填回収業の登録を受けた廃棄物・リサイクル業者等が第一種特定製品の引取り等を行う場合には、当該第一種特定製品に充填されているフロン類の回収依頼書の交付を併せて受ける、又は当該第一種特定製品に係る委託確認書を引渡受託者から回付されることから、冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合として当該第一種特定製品の引取り等を行うことができる。

#### ③フロン類の引渡しの際の委託を受けた引渡受託者が第一種特定製品の引取り等を行う場合

引取等実施者が、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の充填回収業者への引渡し(回収の仲介)の双方を受託し、当該引取等実施者がさらに充填回収業者に当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引取り(回収)の委託を行う場合である。

この場合には、当該第一種特定製品に係る委託確認書の交付を併せて受けることから、冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合として当該第一種特定製品の引取り等を行うことができる。

#### ④充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合

廃棄等をする第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、第一種フロン類充填回収業者によりその確認を受けた場合、廃棄等実施者には確認証明書が交付される。引取等実施者は当該確認証明書の写しの交付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

また、確認証明書の写しの交付を受けて引取り等が行われた第一種特定製品について、その処分の再委託

又は譲渡受ける場合に当該確認証明書の写しの回付を受けることで、当該第一種特定製品を引き取ることができる。

なお、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認の受託と併せて当該第一種特定製品の処分等を受託する場合には引取り等を行うことはできず、引取り等を行うことができるのはあくまで確認証明書の写しの交付を受けた場合である。

#### **⑤都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合**

上記①から④のいずれにも該当しない場合であって、都道府県知事がやむを得ないと認め、都道府県知事が認める者から引取り等を行う場合である。具体的には、非常災害により発生した災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合として都道府県知事が認めた被災市町村から第一種特定製品を引き取る場合、廃棄等実施者が法第 45 条第4項に基づく報告を行った場合において都道府県知事が認めた廃棄等実施者から第一種特定製品を引き取る場合、土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合として都道府県知事が認めた土地所有者等から第一種特定製品を引き取る場合等が想定される。なお、これらの場合であっても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が充填されていないことの確認の手続きが行われ、引取証明書の写しや確認証明書の写しの交付を受けて第一種特定製品の引取り等を行うことを妨げるものではない。